令和８年 11 月 16 日
文 教 常 任 委 員 会

県外出身者の県立高等学校への入学に係る対応について

「兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」における全日制課程の志願者については、志願する高等学校の通学区域内に保護者とともに居住していることを要件としており、県外や他の通学区域からの転居が確定している者については、高等学校長に対し、転居（予定）先の住所を提出し承認を得る必要（入学志願承認申請手続）がある。

令和８年１月、県教育委員会に情報提供があり、関係県立高等学校に対する調査を行った結果、県立高等学校２校において、入学後、寄宿舎への入舎を希望する県外からの入学志願者に関して、入学志願前の入学志願承認申請手続時に卒業生等の住所を使用して転居の申請を行うとともに、入学後に保護者の県内（通学区域内）居住の実態がない事案があることを確認したため、事案の概要と再発防止策等について公表する。

１　事案を確認した県立高等学校及び件数

県立高等学校２校　19 件（令和５～８年度入学生）

※その後、全日制課程を有する全ての県立高等学校において、令和８年度在学生（令和６～８年度入学生）における実態把握を行ったが、他に同様の事案は確認できなかった。

２　事案の概要

当該県立高等学校２校においては、それぞれ寄宿舎を設置しており、入学後は、収容人数の範囲内で希望する遠方の生徒等を対象に入舎が可能となっている。

当該校２校の特定の部活動（各校１部）においては、県外からの入学志願者の保護者から兵庫県内に親族等がいないとの相談があった場合には、これまでから長年にわたり、当該部活動顧問が、「県内に住所地があればよい」との認識のもと、部ＯＢ（卒業生）の保護者や部関係者に住所地を使わせてもらえるよう依頼するとともに、県内住所地を紹介し、当該住所地を記載した「同居承諾書」を用いた入学志願承認申請の手続きをさせていた。

入学後には、生徒は寄宿舎に入舎し、保護者は紹介された県内住所地に住民票を異動させていたが、保護者の県内居住の実態はなく、学校は書類上不備がなかったこともあり、申請内容と実態の確認が十分にできていなかった。

一方で、現行の「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」等においては、「住所がある」との記載が、「住民票さえ移していれば要件を満たす」と解釈に誤りの生じる可能性があったことなどを考慮し、令和８年度該当の在学生に対し、特別決定により学区外高等学校入学・通学志望許可を行った。

3　再発防止策等、事案への対応

(1)「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」の改正

	規則等における「住所」の概念の整理
事務局	・「住所がある」＝「住民票さえ移していれば要件を満たす」との誤解が生じる可能性がある現行規則を改正（令和８年度中）【新】 ・規則改正の趣旨や、「各人の生活の本拠をその者の住所とする」との民法上の住所の考え方について、県立学校に対し周知徹底
学校	・規則改正の趣旨等について、学校長から教職員へ周知徹底 ・本県の通学区域は規則により定められており、保護者が通学区域内に居住していない場合は入学取り消しになる旨の再確認

(2) 規定(ルール)の徹底

	入学前ルール徹底	入学後確認徹底
事務局	・「兵庫県外から入学を志願するみなさんへ（手引き）」に、入学後に保護者が通学区域に居住していることの事実確認が行われ、規則に違反する事実が確認された場合には入学が取り消される旨を明記	・入学後の実態確認状況調査を実施【新】（毎年・悉皆）
学校	・教職員の入学志願承認申請手続きに関する制度理解の徹底 ・志願承認申請受理時に、本県の通学区域は規則により定められており、入学後、申請内容と実態に相違があった場合には入学取り消しになる旨を保護者に説明 ・「同居承諾書」の記載内容について、過去の申請内容との重複（転居先住所の重複）など不自然な点がないかチェックを徹底	・志願承認申請を経て入学した生徒について、入学後の実態確認（保護者の通学区域内への居住）を実施 ・特に「同居承諾書」提出者については、転居先（同居先）での生活の実態を証明できる書類（郵便物・領収書等）の提出を義務付けるなど、実態確認を徹底【新】

４　関係者に対する措置

今回の事案において、県教育委員会は、①入学者選抜制度を適切に執行する責任を有しているものの、学校への周知徹底が十分でなかったこと、また、②入学後の実態を確認する仕組みが十分でなかったこと、これらにより結果的に、③規則に反する状況が慣行的に継続してきていたことを踏まえると、組織運営上の課題があったものと考える。

このため、本事案においては、他府県教育委員会における事例も踏まえ、教育委員会組織としての責任を重く受け止め、令和５年度から令和８年度入学者選抜に関する事務を統括していた当時の高校教育課長に対し、教育委員会として厳正な措置を講じた。

また、当該校２校の校長に対し、今後、規則に基づく適正な入学者選抜事務及び教職員への指導監督、県外出身の在学生の安全安心な学校生活の確保を確実に行うよう指導を行った。

【参考】

［兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則（一部抜粋）］

第３条　高等学校に入学しようとする者又は高等学校の生徒は、保護者等の住所がある学区の高等学校を志望し、又は当該高等学校に通学しなければならない。

第４条　前条の規定に違反した場合は、校長は、その生徒の入学又は転学の許可を取り消すものとする。

［兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則取扱規程（一部抜粋）］

第４条　非常変災その他特殊な理由により、学区外の高等学校に通学しようとする者は、別記様式による申請書を現に在学する高等学校の校長を経て、兵庫県教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

〔入学志願承認申請〕

本県公立高等学校の全日制の課程を志願するもののうち、出願の時点で志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住していない者に対し、その事情を審査し、特別に入学出願を認めるもの。

〔令和８年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（一部抜粋）〕

5201　県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続

県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、本県公立高等学校全日制課程の志願者は、入学志願承認申請手続きをシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない。

12105　学力検査における出願資格

全日制課程の志願者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、5201 による

［兵庫県外等から入学を志願するみなさんへ（手引き）（一部抜粋）］

□ 兵庫県外等から入学を志願するみなさんへ

６　入学後の事実確認について

入学後、高等学校より、①通学区域に居住していること、②保護者とともに居住していることの２点について事実確認が行われますので、ご了承ください。